

後谷町会規約

(名称)

第1条 この会は、後谷町会と称する。(以下「会」という。)

(組織)

第2条 会の組織は、上戸田1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・大字上戸田の地域内で、
会が認める区域の居住者をもって組織する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、後谷会館に置く。

(目的)

第4条 会は会員相互の親睦及び福祉厚生を図り、自治的運営を促進することを目的とする。

(事業)

第5条 会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) レクリエーション、体育、文化の向上に関する行事。
- (2) 生活環境、保健衛生の向上を図る。
- (3) 防犯、防災に関する事項の促進を図る。
- (4) 市行政の諸行事に対する協力をする。
- (5) 会員の葬祭に際しては弔意を表す。
- (6) 随時賛助会会員を募り、町会内の商店・工場等の自営者あるいは篤志・有志者をして側面より資的な協力と支援を得て、充実した運営と推進を図る。
- (7) その他、総会及び理事会、班長会において議決した事項。

(役員)

第6条 会には、次の役員を置く

- (1) 町会長 1名、 副会長 7名（その内、衛生自治会長、総務委員長、文化委員長、防犯防災委員長、書記、会計の役職を各々兼務する）、 理事 各丁目から若干名（各委員を兼ねる）、 監査 2名
- (2) 相談役（会の必要に応じて町会長経験者を相談役に置くことができる）
- (3) 班長（各班から1名選出する）

(役員を選任)

第7条 町会長、副会長、理事、監査は、総会において会員の中から選任する。

- 2 その他の委員等の役職は、町会長が指名し委嘱する。
- 3 監査は、他の役員と兼ねることはできない。
- 4 相談役は、理事会の承認を得て町会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次に定めるところによる。

- (1) 町会長は、会務を総理し会を代表する。町会長は副会長、理事、監査の選任に当り、その候補者を会員の中より本人の承諾を得て指名し、総会の承認にすることができる。さらに、後谷会館長を兼務する。
- (2) 副会長は、町会長を補佐し、町会長に事故ある場合は、副会長の内1名が職務代理する。また、次の役職を兼務する。
 - ① 衛生自治会長は、530運動や町内衛生に関する業務を各委員と協力して行うほか、実施するにあたり衛生自治会の会計を担当する。
 - ② 総務委員長は、庶務全般を掌握し各委員と協力して、町会業務の運営を円滑に遂行する。
 - ③ 文化委員長は、各委員と協力し、文化、体育、レクリエーションの向上を図るため、町会各種団体等と協力し、その推進に努める。
 - ④ 防犯防災委員長は、各委員と協力し、自治防災組織や防犯パトロールの円滑な運営と、防犯灯、消火器等設置・機能の保持に当る。
 - ⑤ 書記は、書事一切を職務とし、町会又は町会各部門の会合行事等を記録保存し、特に町会企画統計、発表等に関与する。
 - ⑥ 会計は、町内の会計、会館会計を担当する。その職務遂行のため理事より会計補佐を置くことができる。
- (3) 理事は、各委員会の会務を分担し、役職を遂行して町会の管理運営の推進に努める。
- (4) 監査は、会の会計及び資産の状況を監査する。
- (5) 班長は、班を代表し班内のまとめ役として会務に協力をする。

(役員任期)

第9条 会の役員と班長の任期は1年とするも再選は妨げない。ただし、補欠選出の場合はその残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 会の会議は、総会、理事会、班長会とし、町会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は町会の最高議決機関で、原則として毎年5月に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会の決算、事業報告、及び、予算案、事業計画案の承認。

- (2) 町会長、副会長、理事、監査等の承認。
- (3) 規約、会館使用規定、表彰規定の改正の承認。
- (4) 役員の選任及び解任。
- (5) 町会功労者の表彰。
- (6) 会計監査の監査報告の承認。
- (7) その他必要事項

(理事会)

第12条 理事会は、原則として毎月第3土曜日に町会長が招集する。ただし、緊急を要するときは、臨時理事会を開催する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 理事会は、町会長、副会長、理事をもって構成する。ただし、町会長が必要と認めた者も参加することができる。

- (1) 町会長は、諸事業その他必要事項の議事議案を理事等の総意に基づき決定する。
- (2) 副会長は、町会長が参加できない場合は副会長が進行し、決定事項を推進する。
- (3) 各理事は、それぞれの立場から意見等を述べ、決定事項を推進する。

(班長会)

第13条 班長会は、必要に応じて町会長が主催し、年4回以内で後谷会館へ参集する。

- (1) 班長の選出は、各班において選挙若しくは班内の実情に即した方法により選出する。ただし、班の構成並びに新班設立等は全て班長会、及び理事会の承認を要する。
- (2) 班長会には理事会における協議決定事項を発表し、必要事項について承認を得る。
- (3) 班長は町内運営の推進を図るため班長会に参加し、班員の希望や要望事項を発言することができる。
- (4) 班長は町会費の徴収や募金等の徴収及び班員に配布物の配布をする。
- (5) 環境衛生等については、特に班員と協力し清掃等は積極的に実施する。
- (6) 班長は班内の意見や苦情処理がある場合は、地域の町会役員に申し出て、その結果を班内に連絡する。

(協力団体)

第14条 後谷町会各種団体の内、明寿会、子ども会、後谷ソフトボール同好会、リズム体操同好会の4団体を町内協力団体とする。(補助金支給)

(会費)

第15条 町会の運営及び後谷会館の維持管理に要する経費は、町会費や市からの各種事業助成金、賛助会費、会館使用料、寄附金、その他によって運営する。

(1) 町会費は、1世帯1ヶ月200円とし、原則6か月分(1年分も可)一括集金し年2回4月と10月の月末に各班長が集金し町会管理人がまとめ、会計により一括して町会会計に納入する。(振り込みも可能)

(2) 賛助会員は、1口1,000円で1口以上とする。集金方法は年一括又は6か月ごととし、年一括は5月に、6ヶ月ごとは5月と10月に町会役員が集金し、まとめて一括町会会計に納入すること。

(3) 支出会計は、経常支出以外は総て理事会の承認を得て支出する。

(4) 会館使用料は、会館管理人が当月分を月末までに町会会計に納入すること。

(監査)

第16条 監査は、毎年4月1日から翌年3月31日を会計年度とし、町会会計事務監査し、総会に報告する。

(葬祭)

第17条 会員の葬儀に対する弔慰金は10,000円とする。

2 現職町会役員、又は、町会へ特別な協力功労者に対しては別途弔意を表する。(花輪等)

(規約改正)

第18条 会の規約はその時期に即応するため、その都度、改正原案を作成し総会において承認を得るものとする。

附記 この規約は昭和51年4月1日改正実施する。
この規約は昭和52年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成元年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成3年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成5年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成10年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成15年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成24年4月1日一部改正実施する。
この規約は平成26年4月1日一部改正実施する。
この規約は令和 3年4月1日一部改正実施する。